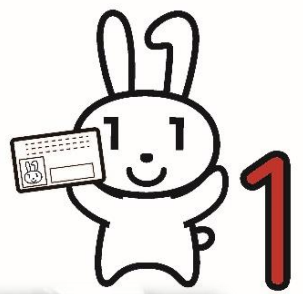


マイナ救急で 搬送の迅速化



令和7年10月1日から、総務省消防庁と連携してマイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）を開始いたします。全国すべての720消防本部が参加する事業で、総務省消防庁では救急業務の迅速化、円滑化につなげるシステム構築を目指しています。

【問合せ】上球磨消防本部 警防課

☎ 0966-4213183

健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード（マイナ保険証）を持っている患者さんから、同意を得たうえで、救急隊がマイナ保険証を専用端末（タブレット型端末）に差し込み、医療情報を確認できるシステムにアクセス。必要な情報を閲覧して、スムーズな搬送につなげます。閲覧は患者さん本人の同意が必要ですが、意識不明などで緊急性が高くとも本人の同意を得ることが難しい場合があります。救急隊長は「救急隊の役割は、一刻も早く患者さんを医師に引き継ぐことです。必要な情報を聞き取ることは、患者さんの命を守るために、非常に大切なことなんです。」と力を込めます。

通常の救急搬送では、患者さんのお名前や生年月日、既往歴や受診歴、処方薬などを、本人又はご家族などから主に口頭で聞き取ります。しかし、苦しんでいるいたり意識を失っている患者さんや、高齢の患者さんから情報を集めるのは簡単ではありません。慌てていたり記憶が曖昧になったり分からなくなったりします。高血圧や心臓病などの持病は答えられても飲んである薬の名前までは分からないこともあります。救急隊がマイナ保険証を活用して、患者さんの正確な情報を早期に確認できれば、より早く搬送先の病院を選定でき、連絡ができます。もしもの時に備えて、マイナ救急へのご理解ご協力よろしく願います。

マイナ保険証を使った 救急搬送の流れ

119番通報を受け付けてから、
搬送までを追ってみました。



マイナンバーカードのススメ

- ・マイナンバーカードの申請
- ・保険証としての利用登録

については、各町村の担当窓口までお問い合わせください。
もしもの時に備えてご協力願います。



情報は守られます

- ① 救急隊は既往歴や病院の受診歴、処方薬等の情報のみしか閲覧できません。（最大、過去5年分の情報です。）
- ② 読み取った情報をタブレット内へ保存したり、印刷は行いません。救急車内での閲覧のみです。
- ③ マイナ保険証をお持ちでない場合や閲覧について本人からの同意が得られない場合は、口頭での情報聴取を行います。